別紙

特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について

（令和６年度の取扱）

　特定事業所集中減算に関して判定した割合が８０％を超えた場合において、次のいずれかに該当する場合には、正当な理由があると認めることとします。

１　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごと

　でみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

　（例）訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として１０事業所が存在する地

　域の場合

紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高

法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

２　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

３　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が

　小規模である場合

４　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画件数のうち、それぞれのサービスが位置づ

　けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数であ

　る場合

　（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置づけ

　られた計画件数が１月当たり平均２０件の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業

　者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、

　減算は適用される。

５　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者

　に集中していると認められる場合

　（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を

　受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、

　支援内容についての意見・助言を受けているもの。

６　その他正当な理由と市長が認めた場合

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の注意事項

（１）要介護１から要介護５までの利用者が対象となります。

（２）受託を受けた要支援者を含みません。

（３）訪問介護等を位置付けた計画数（分母の数）は、毎月、利用者１人につき「１」と

　　してカウントします。

（４）１人の利用者が同一法人の複数の事業所を利用する場合でも、当該利用者の訪問介

　　護等の計画数（分子の数）は、「１」としてカウントします。

（５）１人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合は、当該利用者の訪問介護等

　　の計画数（分子の数）は、それぞれの法人につき「１」としてカウントします。

（６）居宅サービス計画を作成したが、現実にサービスがなかった場合には、カウントし

　　ません。

（７）算定期間内のサービスについては、月遅れ請求であっても、対象になります。

（８）要介護認定の新規認定者についても、サービス月が判定期間内であれば、対象にな

　　ります。例えば令和７年２月２０日に要介護認定の申請をし、同月分のサービスにつ

　　いて暫定ケアプランを作成したところ、同年３月２０日に要介護認定を受けた場合に

　　おいて、この令和７年２月のケアプランを含めると紹介率最高法人に係る割合が８０

　　％を超えるときは、提出期限後に、再度計算した結果を提出する必要があります。